

移住を希望する者等への就労支援業務仕様書（案）

1 目的

三大都市圏をはじめとした岡山県外在住者のうち、倉敷市内企業等へ就職を希望する移住検討者に対して、倉敷市の住環境をはじめとする仕事環境や地元企業の魅力を多角的に紹介し、倉敷市内企業等とのきめ細かな就職マッチング業務等の就労支援業務を行うため、「くらしき移住就労サポートデスク」（以下、「サポートデスク」という。）を設置し、倉敷市への移住促進及び定住定着促進を図る事を目的とする。

2 支援対象

岡山県外在住の移住検討者のうち、倉敷市に移住を希望する社会人及び学生（以下、「移住を希望する者等」という。）を支援対象とする。

なお、社会人については、概ね45歳未満の者を支援の中心として想定している。

3 業務概要

基本的な業務概要は次のとおりとする。

- （1）サポートデスクの設置
- （2）移住就労相談業務
- （3）移住就労啓発業務
- （4）その他

4 業務詳細

（1）サポートデスクの設置

サポートデスク設置及び開設については、次のア～キとするが、提案によってはこの限りではない。なお、設置にかかる費用は、受託者が全て負担すること。

ア 所在地

次のいずれか1か所以上にサポートデスクを設置すること。本業務遂行に支障のない範囲で受託者の他業務と設備等を共有しても良いものとする。

- ① 高梁川流域連携中枢都市圏自治体内又は、岡山市内で交通アクセスが良い場所
- ② 東京23区内又は、大阪市内で交通アクセスが良い場所

イ 開設期間

サポートデスクの開設期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、開設とは、電話、メール、オンライン、対面により相談が受けられる体制が整っている状態を指す。

ウ 開所日時

サポートデスクの開所日時は、原則、次の①及び②の内容を遵守し、移住を希望する者等が相談しやすい時間帯を提案すること。

- ① 土曜日と日曜日の両日又は、どちらかを含む週 3 5 時間以上の開所時間とし、1 1 時から 1 5 時は、必ず開所時間に含めること。

なお、相談の予約状況によっては、開所時間外でも柔軟に対応するよう努めること。

- ② 国民の祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）は閉所日とする。

エ 体制

本業務を滞りなく遂行するため、統括責任者 1 名及び、主任担当者を 1 名以上置くこと。

オ サポートデスクに設けるスペース等

原則、サポートデスク内に受付スペース及び、相談スペースを設けること。相談スペースは、個人情報保護の観点から情報漏洩の恐れが無いように十分な対策を講じること。

カ 相談対応の種別

移住を希望する者等からの相談に対応するため、次の全てに対応できるようにすること。

- ① 対面
- ② オンライン会議アプリ（サポートデスク専用アカウントを取得）
- ③ 電話（サポートデスク専用電話番号を取得）
- ④ メール（サポートデスク専用メールアドレスを取得）

キ その他

サポートデスクを倉敷市外に設置する場合、移住を希望する者等や本市の求めに応じて倉敷市内で相談対応ができる体制を整えること。対応場所は、会場選定や個人情報保護等の配慮を行うこと。

（２）移住就労相談業務

移住就労相談業務は、次のア～カとするが、提案によってはこの限りではない。

ア 予約、受付

- ① 移住を希望する者等からサポートデスクへ移住就労相談の希望があった場合、事前に予約を取ることができる。予約方法は問わない。
- ② 移住を希望する者等がサポートデスクを利用する際には、受付票等を用いて移住を希望する者等の情報を把握すること。

ただし、移住を希望する者等の情報収集方法等については、提案によってはこの限りでは

ない。

イ 対応

- ① 移住を希望する者等からの就職・転職等の相談に対応すること。必要に応じて、カウンセリング等を行い、移住を希望する者等の自己理解や就職意欲の向上を図ること。また、その他の移住相談であっても誠意をもって対応するよう努めること。
- ② 倉敷市内の雇用情勢等の情報提供やエントリーシート・履歴書の作成支援等を行い、移住を希望する者等と企業とのマッチング率向上を図ること。
- ③ 過去に相談があった移住を希望する者等に対して積極的にフォローを行うこと。
- ④ 相談内容は随時記録し、「6 報告（１）定例報告」に基づき報告すること。
- ⑤ 倉敷市が実施している移住を希望する者等が対象となりうる支援制度の紹介や書類の事前確認を行うこと。

ウ 雇用受入れ先となる市内企業等の開拓及び求人相談対応

- ① 移住を希望する者等からの多様な要望に対応できるよう、常に市内企業等の求人情報を獲得するとともに、求人企業の開拓を積極的に行うこと。
- ② 受け入れ先となる企業側が求める人材などを十分に把握したうえで移住を希望する者等とのきめ細かなマッチングに努めること。

エ 岡山県ナイター相談会及び倉敷市オンライン相談等への協力

倉敷市から依頼があった場合、岡山県ナイター相談、倉敷市オンライン相談等の移住相談に可能な限り協力すること。

オ 他の移住者支援機関との連携

- ① 「認定NPO法人ふるさと回帰支援センター（大阪ふるさと暮らし情報センター含む）」及び「とっとりおかやま新橋館」等と情報共有を図り、円滑な連携に努めること。
- ② 倉敷市移住促進協議会に参画し、参加団体等と情報共有を図り、円滑な連携を努めること。

カ その他移住就労相談に関する事項

上記ア～オのほか、移住を希望する者等にとって有益な相談対応等があれば、倉敷市と都度協議を行い、委託料の範囲内で実施に向けて努めること。

（３）移住就労啓発業務

移住就労啓発業務は、次のア～オとするが、提案によってはこの限りではない。

ア サポートデスクの認知拡大・情報発信

- ① サポートデスクの利用促進をはじめ、倉敷市やサポートデスクが実施（参加）するイベントへの集客、倉敷市の移住関連情報、企業情報等の情報発信を効果的に実施すること。
- ② 情報発信方法等については、プレゼンテーション時に提案すること。

イ 移住就労イベントの企画運営

- ① 倉敷市で「働く」事や「暮らす」事がイメージできるイベントを1回以上実施すること。
- ② イベント内容や開催方法については、プレゼンテーション時に提案すること。

ウ 倉敷市が実施（参加）する移住イベント等へのサポート

倉敷市が実施（参加）する移住イベント等において、倉敷市と協力して移住相談に応じながらサポートデスクの利用者獲得に努めること。（東京・大阪で開催されるイベント計8回程度。）

なお、倉敷市の求めに応じて事前準備から撤収作業まで協力すること。

エ 事業参加者に対するアンケート調査

- ① サポートデスクのサービス向上、事業内容の充実を図るため、利用者や主催イベント参加者に対して、アンケートを実施すること。アンケート項目等は、事前に倉敷市と協議のうえ決定すること。
- ② アンケート結果について、集計・分析を行い、今後の事業へ反映させていくよう努めること。集計・分析項目については、倉敷市と協議のうえ決定する。

オ 【独自提案】お試し住宅利用者等に対する移住就労啓発活動

「倉敷・流域お試し住宅」及び「せとうち古民家お試し住宅」の利用者等に対して、倉敷市の就労環境を発信して移住意欲を更に高める取り組みを2つ以上提案すること。

（４）その他

事業遂行中に本仕様書にない業務が発生する場合は、本市と協議して適宜判断することとする。

また、受託者が必要であると判断する場合には、独自に提案すること。

5 業務の目標

本業務を遂行するにあたり、次のとおり業務目標を設定する。目標を達成されなかった場合、受託者の不利益はないものとする。ただし、誠実な履行が認められない場合は除く。

- （１）移住・就職決定者数 12人
- （２）相談者数 120人
- （３）サポートデスクを通じて企業の採用面接にエントリーした数 30件

6 報告

（１）定例報告

受託者は、毎月5日を目途に前月分の月次報告書を作成し、倉敷市へ提出すること。

なお、報告内容は、次の内容を想定しているが、この限りではない。

「登録者一覧及び相談概略」 / 「新規相談者数」 / 「相談件数（延件数）」 /

「内定（移住）状況」 / 「各業務の進捗状況」 / 「翌月以降の予定」 /
「運営上生じた課題」 / 「運営にかかる提案」等

（２）実績報告

受託者は、業務完了後に実績報告書を作成し、倉敷市へ提出すること。報告内容及び様式については、倉敷市と協議のうえ決定する。

（３）その他事項の報告

倉敷市は、必要に応じて事業の実施状況等を受託者に報告を求めることができる。

7 定例ミーティング

倉敷市と受託者は、定例報告に基づいて円滑に業務が遂行されるように定期的にミーティングを行うこととする。

なお、開催方法等は倉敷市と協議のうえ決定する。

8 委託の条件

- （１）本業務の実施にあたっては、有料職業紹介事業者の登録事業者による実施を前提としているが、本業務による提供するサービスは無料サービスであり、求人登録企業等やサポートデスク利用者かに金銭的負担をさせないこと。
- （２）受託者は、委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- （３）受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- （４）受託者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。
- （５）契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

9 特記事項

- （１）業務の履行に際しては、倉敷市と十分な協議を行うこと。
- （２）契約条件、著作権等については、業務委託契約書に明記する。

10 その他

- （１）受託者は、当該委託業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- （２）委託期間が満了した後も、既に相談窓口を利用していた者が困ることのないよう、概ね2か月は継続的な支援を続けること。

また、次年度以降も事業が継続される場合、利用者の支援が継続できるよう、次期委託事業者
に各利用者の経過・現状等を遺漏なく引き継ぐこと。

(3) 本業務実施にあたり、必要に応じて一般的な感染症等への感染防止対策を講じること。

11 本業務に関する問合せ先

倉敷市企画財政局企画財政部企画経営室くらしき移住定住推進室

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

電話：086-426-3153

担当：松本一也

※三大都市圏

東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）、大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）をいう。

※高梁川流域連携中枢都市圏自治体

倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市をいう。

※倉敷市が実施（参加）する移住イベント（予定）

7月 6日（日）	岡山県移住定住フェア（大阪）
7月19日（土）	おいでや！いなか暮らしフェア（大阪）
9月20日・21日	ふるさと回帰フェア（東京）
10月19日（日）	岡山県移住定住フェア（東京）
11月22日（土）	JOIN移住・交流&地域おこしフェア（東京）
R8年 2月頃	岡山県移住定住フェア（大阪）
未定	倉敷市移住セミナー
未定	高梁川流域移住セミナー